

生活に困窮する若者の相談支援に取り組む民間団体に対する補助金交付要綱

令和4年11月1日

福祉局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、物価高等の影響で生活に困窮する神戸市内在住の10代・20代を中心とした若者（以下「対象者」という。）を、民間団体等がSNS等のツールを用いた独自の相談支援（以下「相談支援」という。）を通じて、地域や行政等につなげる取組みに対する補助金の交付について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象団体)

第2条 補助金の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) これまでに市が適当と認める福祉活動（相談支援の取組み以外でも構わない）の実績があること
- (2) 法人格を有しない場合は、2名以上で構成されている団体であること
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体ではないこと
- (4) 宗教的活動又は政治的活動を主たる目的としている団体ではないこと

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、補助対象団体が実施する、対象者への相談支援事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象者に対して、心理的なハードルを下げた相談支援の機会を提供すること
- (2) 相談支援の実施手法は問わないとため、団体の創意工夫により効果的と考える手法で実施し、対象者との信頼関係の構築を考慮しながら、対象者に寄り添った伴走型の相談支援を行うこと
- (3) 対象者からの相談内容に応じて、必要に応じて行政や地域等の支援につなげること
- (4) 対象者に対して、訴求力がある広報発信となるよう工夫すること
- (5) 対象者から利用料・会費等を徴収しないこと
- (6) 営利を目的とした事業ではないこと
- (7) 宗教的活動又は政治的活動を目的とした事業ではないこと
- (8) 公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められる活動ではないこと
- (9) 国、兵庫県、神戸市、民間団体からの助成等、他の助成金の交付を受けている場合は、対象経費が重複しないこと

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)補助対象事業の実施に直接要する経費のうち、別表1に定めるもの
- (2)前号以外で、補助団体の今後の継続的な団体活動を支えるために必要と認められる人材確保、人材育成に要する経費のうち、別表2に定めるもの（ただし、団体のうち法人格を有するものに限る）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で次の各号に定めるとおりとする。

- (1)第4条第1号に掲げる補助対象経費

補助金の額は、1団体あたり150万円を上限とし、予算の範囲内で決定する

- (2)第4条第2号に掲げる補助対象経費

補助金の額は、1団体あたり50万円を上限とし、予算の範囲内で決定する

(補助対象期間)

第6条 補助対象の期間は、次の各号に定めるとおりとする。

毎年度4月1日から翌年3月31日まで

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を揃えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 申請団体の概要がわかる書類（事業概要、福祉活動の実績がわかる資料等。任意様式）
- (4) 前年度に本補助金の交付を受けた申請団体は、前年度の活動実績がわかる資料等（任意様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(審査・交付決定)

第8条 交付申請については、福祉局に設置する審査会において、公益性、要件への適合性、効果、計画性、独自性の項目を総合的に考慮して、予算の範囲内で補助の採否及び補助予定額を審査し、市長はこれに基づき補助金の交付決定を行う。

- 2 前項の決定に基づき、補助金を交付することを決定した団体（以下「補助団体」という。）に対して、補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 3 第1項の決定に基づき、補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、補助金不

交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(交付の変更・中止・廃止)

第9条 補助団体は、事業内容や事業計画を変更する場合（軽微な変更を除く）、事業を中止又は廃止する場合は、補助金事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第7号）により、補助団体へ通知するものとする。

(補助金の概算払の請求)

第10条 補助金は、前2条の規定による補助金（変更）交付決定後、概算払することができる。補助団体は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。市長は、その請求内容が適當と認めたときは、補助団体に対し、概算払で補助金を交付する。

(補助金の状況報告)

第11条 補助団体は、当該年度の2月末時点における補助事業の決算見込みを当該年度の3月15日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助団体は、次の各号に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金実績報告書（様式第9号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類（任意様式）
- (3) 収支決算書（様式第10号）
- (4) 補助金の使途が確認できる明細書類（任意様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第13条 市長は、補助金の交付額の確定を行ったときは、次の各号に掲げる書類により、速やかに補助団体へ通知するものとする。

(1) 補助金額確定通知書（様式第11号）
(2) その他市長が認める書類
2 確定した補助金の交付額が、補助金の交付決定における交付予定額と同額である場合は、

前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第14条 補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書を前条の確定通知を受領後速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助団体に支払うものとする。

(補助金の精算)

第15条 市長は、第13条により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、補助団体に対して、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

2 補助団体は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助団体が次の各号に該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。なお、補助金の交付決定を取消したときは、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、補助団体に通知するものとする。

- (1) 補助金を本事業の使途以外に使用したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 前2号のほか、この要綱の規定に違反したとき

(月次報告)

第17条 補助団体は、次の各号に掲げる書類を翌月15日までに市長に提出し、状況報告を行うものとする。

- (1)月次報告書（様式第13号）
- (2)月報（年間累計）（様式第14号）
- (3)事業の実施状況がわかる書類（任意様式）

2 市長は、必要があると認めるときは、補助団体に対して事業の遂行状況に関し報告を求め、実地について調査を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第18条 補助団体は、補助対象事業の実施にあたり、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、本事業実施により知り得た個人に関する情報を第三者に漏らしてはならない。

また、本事業終了後も同様とする。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和5年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の生活に困窮する若者の相談支援に取り組むNPO法人等に対する補助金交付要綱は、令和5年度の補助金事業より適用する。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和6年2月15日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の生活に困窮する若者の相談支援に取り組むNPO法人等に対する補助金交付要綱は、令和6年度の補助金事業より適用する。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和7年2月19日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の生活に困窮する若者の相談支援に取り組む民間団体に対する補助金交付要綱は、令和7年度の補助金事業より適用する。

別表1 若者の相談支援に要する活動経費（第4条第1号関係）

費 目	内 容
人件費	活動に直接要する人件費、交通費、研修費

別表2 団体の人材確保、人材育成に要する経費（第4条第2号関係）

費 目	内 容
人件費	団体運営に要する人件費、交通費、研修費、その他人材育成に要する経費
広報費	求人に要する広告費、広報印刷費